

# 横浜市立中和田小学校

## P T A 規約

### 第1章 名 称

第1条 本会は、横浜市立中和田小学校P T Aと称し、事務所を中和田小学校に置く。

### 第2章 目的および活動

第2条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭、学校、社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教師になるように努める。
- (2) 児童の生活環境をよくすることに努める。
- (3) 学校と家庭と地域との連携を緊密にし、児童の生活向上に努める。
- (4) 公教育費の充実に努める。
- (5) その他、この目的を達成するために必要な活動をする。

### 第3章 方 針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
- (2) 児童の福祉ならびに教育のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (3) 学校の管理、運営および人事に干渉しない。

### 第4章 会 員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員とする。  
この会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

## 第5章 会 計

- 第6条 本会の経費は、会費を以て支弁する。会費は、一世帯当たり月額 300 円とし、事情により会費の減免をすることができる。収入は金融機関に預け入れ、支出は会長、校長の承認を得て行う。
- 第7条 会費の額の改定を必要とするときは、実行委員会の審議を経、総会の決議により決定する。
- 第8条 本会の資産は、第2章第2条の目的達成のためにのみ使用することができる。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

- 第10条 本会の役員は会員中より選出し、次の通りとする。
- (1) 会長1名（保護者） 副会長2名（保護者） 会計2名（保護者1名、副校長）  
書記3名（保護者1名、教職員2名）
  - (2) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、同一役職は原則2年を限度とし、状況によっては再任を妨げない。教職員の場合は、学校側人事に委ね、例外とする。
  - (3) 役員の承認決定は、総会において行う。

## 第7章 役員の仕事

- 第11条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会 長 イ 会を代表し、会務を総括する。  
ロ 総会、役員会、実行委員会を招集する。  
ハ 常任委員会及び特別委員会の正副委員長を第15条（3）、（4）の規定に基づき委嘱する。
  - (2) 副会長 イ 会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
  - (3) 会 計 イ 総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、5月総会において、監査を得た年度末決算の承認を得る。
  - (4) 書 記 イ 総会、実行委員会等の議事を記録し、通知等の事務を処理する。

## 第8章 会計監査

- 第12条 本会に会計監査委員2名を置き、各期末に会計を監査し、年度末の結果を5月総会に報告する。
- 会計監査委員の任期は1年とし、その選出は役員と同様に行う。

## 第9章 総会

第13条 総会はこの会の最高決議機関であって、全会員で構成する。総会の開催に関しては、次の通りとする。

- (1) 総会は会員の5分の1以上の出席（委任を含む）で成立する。
- (2) 決議は出席会員（一世帯当たり1名）の過半数の同意を必要とする。
- (3) 総会、実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (4) 総会を開くときには、1週間前に資料を添えて会員に知らせなければならない。
- (5) 役員が必要と認めた場合は、役員会の承認を経て、書面開催とすることができる。
- (6) 書面開催においては、書面による回答の提出、または電磁的手段を用いた回答を以って、出席とする。

第14条 毎年、次のような定期総会を実施する。

- (1) 3月総会 次年度の保護者役員及び会計監査委員の承認。  
ただし、3月総会は原則書面開催とする。
- (2) 5月総会 学校側PTA役員の承認。  
前年度決算の承認及び活動報告。  
新年度予算及び活動計画の承認。

## 第10章 役員会及び委員会

第15条 本会に次の役員会及び委員会を置く。

- (1) 役員会
  - イ 役員会は役員及び校長により構成し、会務全体の総括を行うこととし、基本的事項について企画立案する。
  - ロ 緊急事項及び総会や実行委員会より要請された事項を審議し、処理する。
- (2) 実行委員会
  - イ 常任委員会の委員長、副委員長を実行委員とする。
  - ロ 役員及び実行委員と校長をもって構成し、各種事業計画の審議と調整、年度予算の作成と経理の調整、役員の補充、報告書の作成などを行う。
  - ハ 緊急事項及び総会より委任された事項を処理する。
  - ニ 本会の運営にあたって、必要あるときは、実行委員会において細則を決め施行できる。ただし、次期総会において報告しなければならない。
- (3) 常任委員会（各委員会）

学年学級委員会、広報委員会、保健厚生委員会、校外指導委員会を置く。

  - イ 常任委員会の選出方法は別に定める細則による。

- ロ 常任委員会の正副委員長は、常任委員中より互選により選出されることを原則とし、場合によっては委員の中より役員会の承認を得て会長が指名することもできる。

(4) 特別委員会

- イ 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会は、細則第3条で定める方法により、これを行う。
- ロ 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会は、その他必要に応じて設けることができる。
- ハ 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会を除く特別委員会は、その審議結果を実行委員会を経て総会に提出する。
- ニ 特別委員会の正副委員長の選出方法は常任委員に準ずる。

## 第11章 各委員会の任務

第16条 各常任委員会の任務は、次の通りとする。

(1) 学年学級委員会

学年、学級の教育活動に関する協力及び学年学級間の連絡調整にあたり、学年や学級のPTA活動が円滑に行われるように努める。

(2) 広報委員会

広報活動を通じて、本会の目的達成を助け、学校と家庭、会員相互の緊密化を図る。

(3) 保健厚生委員会

会員、児童の福祉厚生及び保健衛生の向上を図り、関係事業に協力する。

(4) 校外指導委員会

児童の校外生活指導等及び安全登下校に協力する。

## 第12章 個人情報の取扱い

第17条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第13章 改正

- 第18条
- (1) 規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。改正案は総会2日前までに全会員に知らせなければならない。
  - (2) 会員が改正案を提出する場合は、総会5日前までに会長に提出しなければならない。

# 細 則

## 第 1 章 常任委員会

第 1 条 学年学級、広報、保健厚生は、各学年、学級数と同等数相当を選出し各委員会に配属する。

第 2 条 校外指導委員会

(1) この会に次の地区を置く。

中和泉 和泉中村 台谷戸

(2) 校外指導委員会は各地区より選出された若干名の委員により構成する。

(3) 各地区の活動は校外指導委員会が中心となり各地区を掌握する。また、全 P T A 会員も地区活動に積極的に協力するものとする。

## 第 2 章 特別委員会

第 3 条 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）

(1) 推薦委員会は、各委員会の常任委員の中から互選により 2 名、実行委員会より 2 名、教職員より 2 名をもって構成し、次期役員及び会計監査委員の推薦候補者を選出する。

(2) 推薦委員会は互選により正・副委員長 2 名を置く。

(3) 推薦委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、委任や代理は認めない。

(4) 推薦委員会の傍聴はできない。また、委員は委員会の議事及び活動内容を漏洩してはならない。

(5) 推薦委員は役員及び会計監査委員の候補者となることはできない。

(6) 推薦候補者の選出方法は、次の通りとする。

イ 推薦候補者の届出

推薦委員は全会員の中から、役職別に候補者を推薦し、推薦委員長に申し出る。

ロ 候補者の選出

役職別に推薦候補者が定数を上回るときは、推薦委員会で協議し調整する。

ハ 推薦候補者の承諾

推薦候補者には、あらかじめ候補者になることの承諾を得ておく。

(7) 候補者の公示

候補者の公示は役職名、氏名を明示し、総会 1 週間前までに全会員に通知する。

(8) 推薦委員会の解散

推薦委員会は、総会において、役員及び会計監査委員の承認決定と同時に解散する。

第 4 条 特別委員会

(1) 総会にて新規に設置が承認された後、P T A 活動として円滑に活動するよう務める。

### 第3章 慶 弔

第5条 慶弔の金額は、次の基準による。

死亡弔慰金 会員／5000円 在学児童／5000円

\*会員及び児童死亡の場合は、弔慰金のほか花一基または相当額を添える。

\*その他、緊急事項の起きた場合や慶事などで必要と認めた場合は、役員会において処理することができる。

### 第4章 ボランティア

第6条 学援隊・読み聞かせなど地域の方や保護者によるボランティア活動費を、PTA会費の会務費から支出することを可能とする。

## 附 則

(1) この規約は昭和 49 年 4 月 1 日、内規は昭和 60 年 2 月 2 日より施行する

- ・昭和 63 年 5 月 23 日、規約一部改正
- ・平成 12 年 5 月 29 日、規約一部改正
- ・平成 14 年 5 月 31 日、規約・細則一部改正
- ・平成 17 年 5 月 23 日、細則・内規一部改正
- ・平成 18 年 5 月 31 日、規約・細則・内規・附則一部改正
- ・平成 20 年 5 月 29 日、規約・細則一部改正
- ・平成 21 年 2 月 4 日、規約一部改正
- ・平成 22 年 3 月 1 日、細則追加
- ・平成 24 年 3 月 1 日、細則一部改正
- ・平成 27 年 1 月 23 日、細則一部改正
- ・平成 29 年 5 月 30 日、規約一部改正・修正（第 12 章 個人情報取扱い追加、ほか）
- ・平成 29 年 12 月 19 日、細則一部改正（ひまわり地区班の廃止、第 4 条 卒業対策委員追加、ほか）
- ・令和元年 5 月 28 日、規約一部追加（第 12 章 個人情報開示請求書追加）
- ・令和 5 年 5 月 23 日、規約一部追加・改正（第 9 章 書面開催、書面決議の手段の明文化）
- ・令和 5 年 7 月 15 日、細則一部改正（第 2 条(1) 上飯田南町、エンゼルハイム、グレーシア、グランディア、パークスクエア地区班の廃止）
- ・令和 5 年 10 月 18 日、細則一部改正（第 4 条 卒業対策委員会廃止、条番号の繰上げ）

## 中和田小学校PTA個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 中和田小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、及び 実行委員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 各委員会名簿、PTAスタッフ名簿、校外地区班名簿などの管理と文書送付。
- (2) PTAイベント、よこはま学援隊、こども110番など申込みに対する管理と文書送付。
- (3) 総会や文書総会の集計、管理、文書送付。

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出すことは原則禁止とし、やむを得ない場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

### (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。



- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### **(第三者提供に係る記録の作成等)**

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目、及び利用目的
- 4 対象者の同意を得ている旨

#### **(第三者提供を受ける際の確認等)**

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目、及び利用目的
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### **(情報開示等)**

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。なお別紙の保有個人情報開示請求書にて開示の履歴を残すものとする。  
(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した場合、または、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

#### **(研修)**

第16条 本会は、PTA役員及び実行委員に対して、定期的（期首の第1回実行委員会など）に、個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### **(苦情の処理)**

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### **(改正)**

第18条 本会の「中和田小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

#### 附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。

2018年10月18日 規則一部改正（情報開示等に文言追記）